

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)郡家警察署署長宿舎		
所在地	八頭郡八頭町郡家字上土居上分210番6		
面積	実測 377.97㎡(公簿面積 377.97㎡)	地目	宅地
形状	不整形	間口	約19.5m
		奥行	約16.5m
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・北東側有効幅員約5m町道郡家村中線、建築基準法第42条1項1号道路に0～約0.6m低く接面している。 ・北西側有効幅員約4.2m町道郡家保育所線に0～0.6m高く接面している。 		
位置及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ・JR因美線「郡家駅」まで約300m ・八頭町役場本庁舎まで約350m ・町立郡家西小学校まで約800m ・町立八頭中学校まで約100m ・サンマート郡家店まで約450m 		
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域	
	用途地域	-	
	建ぺい率	70%	
	容積率	400%	
	高度指定	-	
	防火指定	-	
	その他の主な規制	-	
供給処理施設の状況	電気	引込可	都市ガス 無
	上水道	引込可	下水道 引込可
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年4月 土地を取得(警察共済組合) ・昭和47年9月 建物を建築(警察共済組合) ・平成8年3月 警察共済組合より譲受 ・令和4年1月 建物を取り壊し 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士によるこの土地の最有効使用の判定:低層戸建住宅の敷地 ・地盤・地質は普通。地勢は概ね平坦。 ・隣接地の利用状況は宅地。 ・南方隣接地に対して約0.5m高く接面している。 ・土地の北西側から東側にかけてブロック塀の基礎部分が残置されている。 ・埋蔵文化財、地下埋設物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については各自の責任において確認を行ってください。 ・中国電力の電柱(本柱1本、電柱支線1条)が設置されている。 ・道路との間に側溝が介在している。側溝上の構造物については、使用許可申請の提出が必要となる。なお、詳細は八頭町(建設課)に確認してください。 ・上水道、下水道ともに休止の手続きがされている。利用する場合、所有者変更(再開)の手続きが必要となる。なお、詳細は八頭町(上下道課)に確認してください。 		

注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認(調査)を行ってください。